

## 栃木県減災対策協議会規約

### (名称)

第1条 この協議会は、水防法(昭和24年法律第193号)第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として組織することとし、「栃木県減災対策協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

### (目的)

第2条 協議会は、栃木県内の一級河川における河川の氾濫に伴う大規模な浸水被害に備え、河川管理者、県、市、国等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を両面から、計画的に推進することにより、各河川の流域において氾濫が発生することを前提として、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

### (協議会の対象河川)

第3条 協議会の対象河川は、別表1に示す栃木県知事が指定する洪水予報河川及び水位周知河川、その他栃木県が管理する一級河川とする。

### (協議会の構成)

第4条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。

- 2 会長は栃木県知事とし、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。
- 3 情報提供や技術的助言を受けるため、別表3にある機関をオブザーバーとする。
- 4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 事務局は、第1項によるものほか、必要に応じて協議会構成員の同意を得て、別表2の職にある者以外の者の参加を求めることができる。

### (協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げるものを実施する。

- (1) 水害リスク情報や減災に係る取組状況の共有
- (2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成及び共有
- (3) 「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ
- (4) その他、水防災意識社会の構築及び減災対策に関する必要な事項

### (連絡会の設置)

第6条 協議会の円滑な運営と情報交換等を行うため、連絡会を置く。

- 2 連絡会は、別表4の職にある者をもって構成する。
- 3 会長は栃木県国土整備部河川課長補佐とし、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 4 情報提供や技術的助言を受けるため、別表5にある機関をオブザーバーとする。
- 5 連絡会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 6 連絡会で協議した結果については、会長が協議会へ報告する。

7 事務局は、第2項によるもののほか、必要に応じて別表4の職にある者以外の者の参加を求めることができる。

(流域部会の設置)

第7条 流域の実情に応じた取り組みの検討を行うため、利根川上流域部会、渡良瀬川流域部会、鬼怒川・小貝川上流域部会及び久慈川・那珂川流域部会を置く。

- 2 各流域部会の対象河川は、別表6に示す河川とする。
- 3 流域部会は、別表7の職にある者をもって構成する。
- 4 全ての部会長は栃木県県土整備部河川課長補佐とし、部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 5 情報提供や技術的助言を受けるため、各流域部会に別表8にある機関をオブザーバーとする。
- 6 流域部会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 7 流域部会で協議した結果については、部会長が協議会へ報告する。
- 8 事務局は、第2項によるもののほか、必要に応じて別表7の職にある者以外の者の参加を求めることができる。

(事務局)

第8条 本協議会、連絡会及び各流域部会の事務局を栃木県県土整備部河川課に置く。

- 2 事務局長は県土防災対策班長とする。

(会議の公開)

第9条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しく支障が生じると認められる場合においては、この限りではない。

- 2 連絡会及び各流域部会は非公開とする。

(協議会資料等の公表)

第10条 協議会に提出された資料等については原則として公表するものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第12条 この規約は、平成30年 5月30日から施行する。

- 2 この規約の施行に伴い、平成29年10月1日施行の「利根川上流域栃木県減災対策協議会規約」、「渡良瀬川流域栃木県減災対策協議会規約」、「鬼怒川・小貝川上流域栃木県減災対策協議会規約」及び「久慈川・那珂川流域栃木県減災対策協議会規約」は廃止する。

## 別表1【対象河川】

### ○洪水予報河川

思川、黒川、姿川、永野川、秋山川、袋川、田川、小貝川、五行川、那珂川、余笠川、  
籌川、蛇尾川、荒川、逆川

### ○水位周知河川

巴波川

## 別表2【協議会構成員】

栃木県知事	芳賀町長
宇都宮市長	壬生町長
足利市長	野木町長
栃木市長	塩谷町長
佐野市長	高根沢町長
鹿沼市長	那須町長
日光市長	那珂川町長
小山市長	栃木県 県土整備部 次長
真岡市長	栃木県 県民生活部 危機管理課長
大田原市長	栃木県 県土整備部 河川課長
矢板市長	栃木県 宇都宮土木事務所長
那須塩原市長	栃木県 鹿沼土木事務所長
さくら市長	栃木県 日光土木事務所長
那須烏山市長	栃木県 真岡土木事務所長
下野市長	栃木県 栃木土木事務所長
上三川町長	栃木県 矢板土木事務所長
益子町長	栃木県 大田原土木事務所長
茂木町長	栃木県 烏山土木事務所長
市貝町長	栃木県 安足土木事務所長
	気象庁 宇都宮地方気象台長

## 別表3【協議会オブザーバー】

国土交通省	関東地方整備局	利根川上流河川事務所
国土交通省	関東地方整備局	渡良瀬川河川事務所
国土交通省	関東地方整備局	下館河川事務所
国土交通省	関東地方整備局	鬼怒川ダム統合管理事務所
国土交通省	関東地方整備局	常陸河川国道事務所
独立行政法人	水資源機構	思川開発建設所

別表4【連絡会構成員】

宇都宮市	行政経営部 危機管理課長	野木町	総合政策部 総務課長
足利市	総務部 危機管理課長	塩谷町	総務課長
栃木市	総務部 危機管理課長	高根沢町	地域安全課長
佐野市	行政経営部 危機管理課長	那須町	総務課長
鹿沼市	総務部 危機管理課長	那珂川町	総務課長
日光市	行政経営部 総務課長	栃木県	県民生活部 危機管理課長補佐
小山市	消防本部 危機管理課長	栃木県	県土整備部 河川課長補佐
真岡市	市民生活部 市民生活課長	栃木県	宇都宮土木事務所 次長
大田原市	総合政策部 危機管理課長	栃木県	鹿沼土木事務所 次長
矢板市	市民生活部 危機対策班長	栃木県	日光土木事務所 次長
那須塩原市	総務部 総務課長	栃木県	真岡土木事務所 次長
さくら市	総合政策部 総務課長	栃木県	栃木土木事務所 次長
那須烏山市	総務課長	栃木県	矢板土木事務所 次長
下野市	市民生活部 安全安心課長	栃木県	大田原土木事務所 次長
上三川町	総務課長	栃木県	烏山土木事務所 次長
益子町	総務部 総務課長	栃木県	安足土木事務所 次長
茂木町	総務課長	気象庁	宇都宮地方気象台
市貝町	総務課長		水害対策気象官
芳賀町	総務企画部 総務課長		
壬生町	総務部 総務課長		

別表5【連絡会オブザーバー】

国土交通省	関東地方整備局	利根川上流河川事務所
国土交通省	関東地方整備局	渡良瀬川河川事務所
国土交通省	関東地方整備局	下館河川事務所
国土交通省	関東地方整備局	鬼怒川ダム統合管理事務所
国土交通省	関東地方整備局	常陸河川国道事務所
独立行政法人	水資源機構	思川開発建設所

## 別表6【各流域部会の対象河川】

### ○利根川上流域

思川及びその支川、与良川、巴波川及びその支川、江川、蓮花川、西仁連川

### ○渡良瀬川流域

三杉川及びその支川、秋山川及びその支川、菊沢川、菊沢川放水路、歳川、姥川、矢場川、旗川およびその支川、袋川及びその支川、蓮台寺川及びその支川、松田川及びその支川、小俣川、清水川、渡良瀬川及びその支川

### ○鬼怒川・小貝川上流域

田川及びその支川、江川及びその支川、江川放水路、西鬼怒川、松川、清水川、鬼怒川及びその支川、小貝川及びその支川、五行川及びその支川

### ○久慈川・那珂川流域

押川及びその支川、逆川及びその支川、八反田川、木須川及びその支川、解石川、荒川及びその支川、空沢川、清水川、大沢川、中山川、富山川及びその支川、城間川、武茂川及びその支川、谷田川、権津川、小口川、篠川及びその支川、那珂川及びその支川

## 別表7【流域部会構成員】

### ○利根川上流域

宇都宮市	行政経営部 危機管理課長	栃木県	県民生活部
栃木市	総務部 危機管理課長		危機管理課長補佐
佐野市	行政経営部 危機管理課長	栃木県	県土整備部
鹿沼市	総務部 危機管理課長		河川課長補佐
日光市	行政経営部 総務課長	栃木県	宇都宮土木事務所 次長
小山市	消防本部 危機管理課長	栃木県	鹿沼土木事務所 次長
下野市	市民生活部 安全安心課長	栃木県	日光土木事務所 次長
上三川町	総務課長	栃木県	栃木土木事務所 次長
壬生町	総務部 総務課長	栃木県	安足土木事務所 次長
野木町	総合政策部 総務課長	気象庁	宇都宮地方気象台 水害対策気象官

## ○渡良瀬川流域

足利市 総務部 危機管理課長  
 栃木市 総務部 危機管理課長  
 佐野市 行政経営部 危機管理課長  
 鹿沼市 総務部 危機管理課長  
 日光市 行政経営部 総務課長  
 栃木県 県民生活部  
 危機管理課長補佐

栃木県 県土整備部  
 河川課長補佐  
 栃木県 鹿沼土木事務所 次長  
 栃木県 日光土木事務所 次長  
 栃木県 栃木土木事務所 次長  
 栃木県 安足土木事務所 次長  
 気象庁 宇都宮地方気象台  
 水害対策気象官

## ○鬼怒川・小貝川上流域

宇都宮市 行政経営部 危機管理課長  
 日光市 行政経営部 総務課長  
 小山市 消防本部 危機管理課長  
 真岡市 市民生活部 市民生活課長  
 さくら市 総合政策部 総務課長  
 那須烏山市 総務課長  
 下野市 市民生活部 安全安心課長  
 上三川町 総務課長  
 益子町 総務部 総務課長  
 市貝町 総務課長  
 芳賀町 総務企画部 総務課長  
 塩谷町 総務課長

高根沢町 地域安全課長  
 栃木県 県民生活部  
 危機管理課長補佐  
 栃木県 県土整備部  
 河川課長補佐  
 栃木県 宇都宮土木事務所 次長  
 栃木県 日光土木事務所 次長  
 栃木県 真岡土木事務所 次長  
 栃木県 栃木土木事務所 次長  
 栃木県 矢板土木事務所 次長  
 栃木県 烏山土木事務所 次長  
 気象庁 宇都宮地方気象台  
 水害対策気象官

## ○久慈川・那珂川流域

大田原市 総合政策部 危機管理課長  
 矢板市 市民生活部 危機対策班長  
 那須塩原市 総務部 総務課長  
 さくら市 総務部 総務課長  
 那須烏山市 総務課長  
 茂木町 総務課長  
 市貝町 総務課長  
 塩谷町 総務課長  
 那須町 総務課長

那珂川町 総務課長  
 栃木県 県民生活部  
 危機管理課長補佐  
 栃木県 県土整備部  
 河川課長補佐  
 栃木県 真岡土木事務所 次長  
 栃木県 矢板土木事務所 次長  
 栃木県 大田原土木事務所 次長  
 栃木県 烏山土木事務所 次長  
 気象庁 宇都宮地方気象台  
 水害対策気象官

## 別表8【流域部会オブザーバー】

### ○利根川上流域

国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所  
独立行政法人 水資源機構 思川開発建設所

### ○渡良瀬川流域

国土交通省 関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所

### ○鬼怒川・小貝川上流域

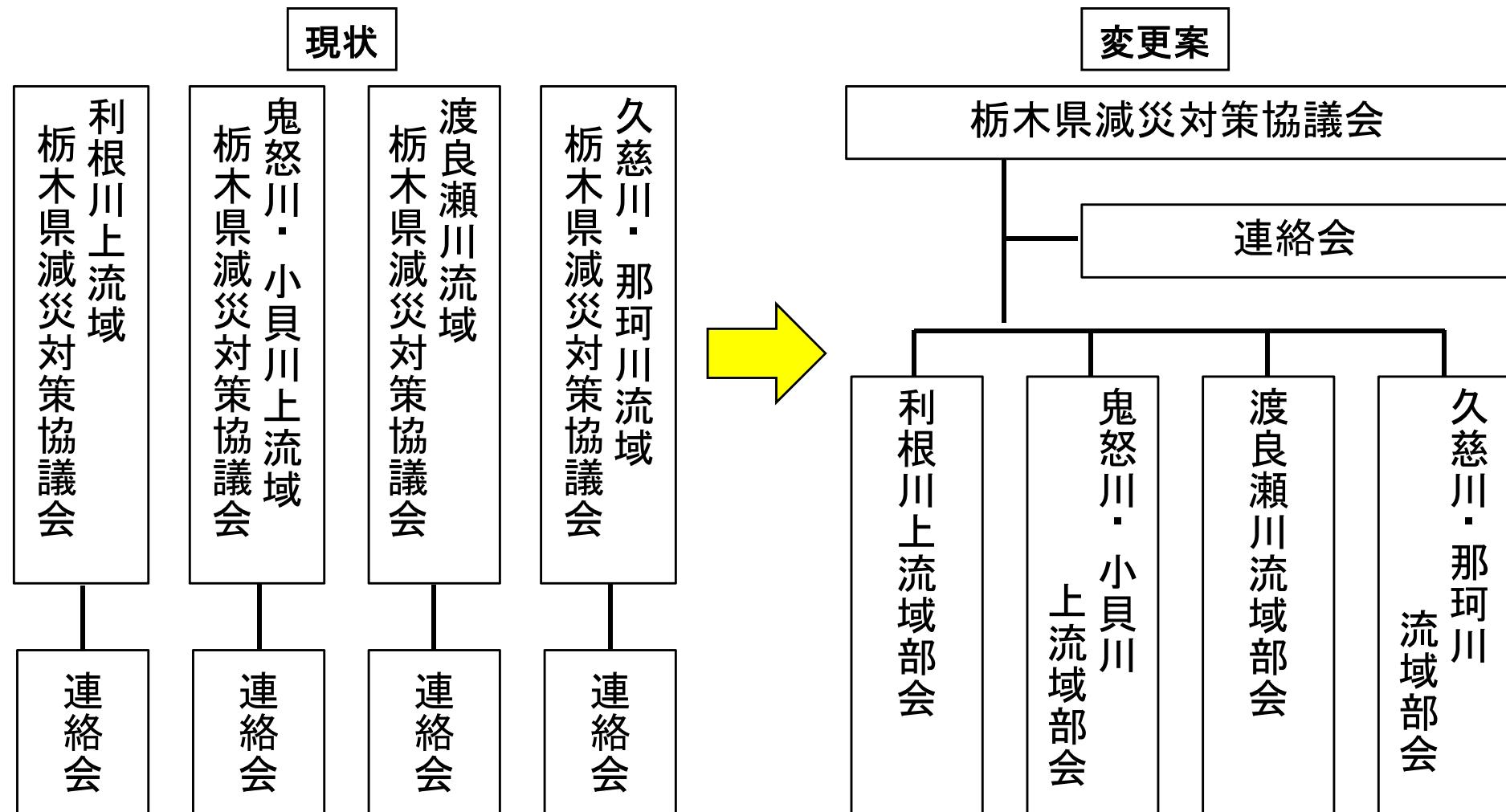
国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所  
国土交通省 関東地方整備局 鬼怒川ダム統合管理事務所

### ○久慈川・那珂川流域

国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所

# 栃木県減災対策協議会等の組織構成(案)

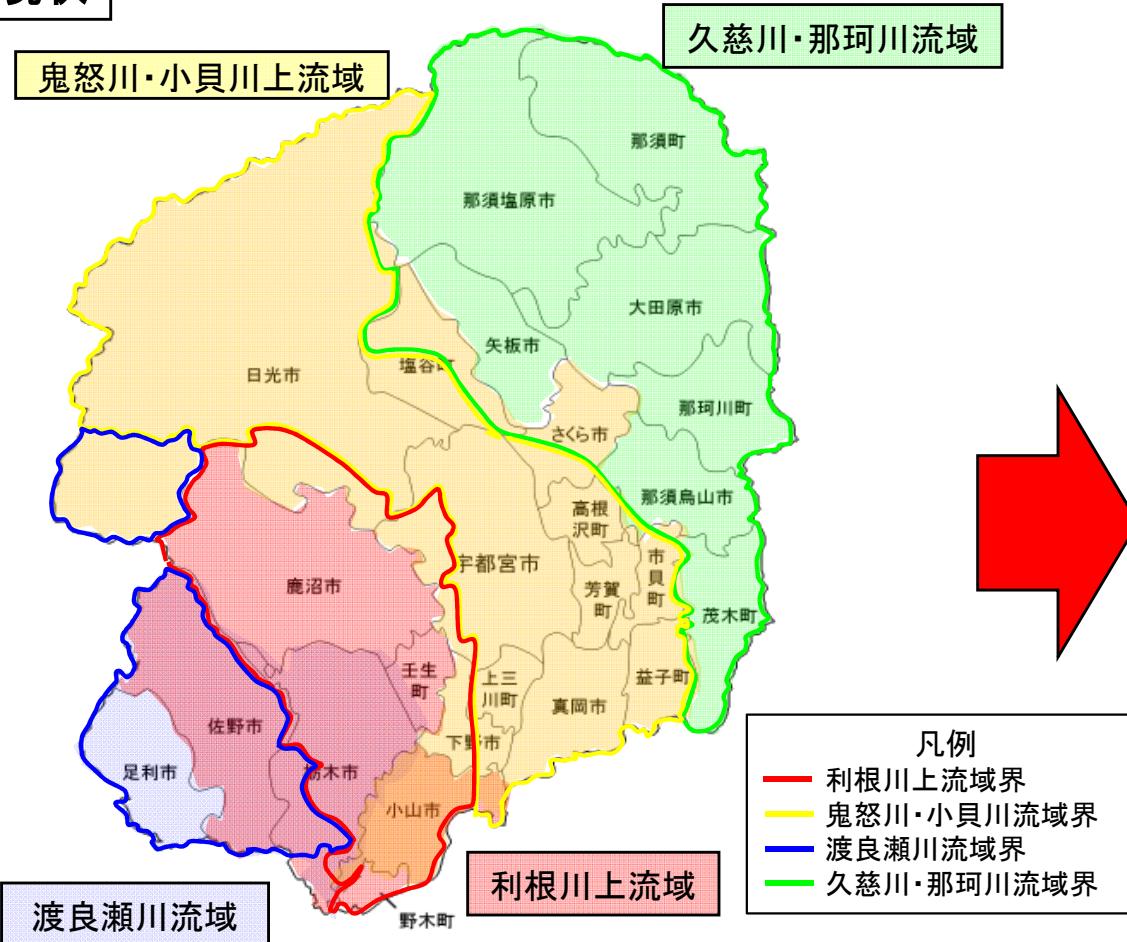
資料2(参考資料)



規約	4流域毎に策定	栃木県減災対策協議会として策定(統合) なお、4流域を部会として位置づける
構成員	各流域毎に県、気象台及び流域内にある市町で構成 ※複数流域にまたがる市町について、それぞれの構成員になっていないケースがある。	県、気象台及び全ての市町で構成 ※なお、複数流域にまたがる市町はそれぞれの部会に所属することとする。
取組方針	各流域毎に策定	栃木県減災対策協議会として策定(統合)

# 栃木県減災対策協議会等の組織構成(案)

現状



変更案



【現 状】: 県内を4つの流域に分けて協議会を設置

【課 題】:

- 複数流域にまたがる市町は、双方の協議会で構成員となる必要がある。
- 各流域で共通する事項について、それぞれの協議会を開催し決定しなければならない。  
(より効率的、迅速な運営が必要。)

【変更案】: 県内4つの流域を1つの協議会に統合

- 個別に検討すべき案件は、各流域の部会で対応。